

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）																																																																							
開 会	午前 9 時 59 分	閉 会	午後 1 時 52 分																																																																					
場 所	市役所本庁舎 7 階 第 1 委員会室																																																																							
出 席 委 員 （8 名）	委 員 長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一																																																																							
欠 席 委 員	なし																																																																							
委 員 外 議 員	岡田 実																																																																							
事 務 局 職 員	議 事 係 長 谷島 孝子	調 査 係 主 事	小林 舞実																																																																					
出 席 説 明 員	【総務部】 <table><tr><td>総 務 部 長</td><td>竹間 恭子</td><td>次長兼総務課長</td><td>濱岡 直樹</td></tr><tr><td>総務課公文書管理室長</td><td>井上 拓也</td><td>総務課課長補佐</td><td>蔵増 彩</td></tr><tr><td>行財政改革課長</td><td>宮崎 学</td><td>行財政改革課参事</td><td>米田亜希子</td></tr><tr><td>行財政改革課課長補佐</td><td>黒田 洋太</td><td>職 員 課 長</td><td>入江 卓司</td></tr><tr><td>職員課課長補佐</td><td>前田 修次</td><td>検 査 契 約 課 長</td><td>河上 昌輝</td></tr><tr><td>検査契約課課長補佐</td><td>霜村 俊二</td><td>財 産 経 営 課 長</td><td>金谷 幸一</td></tr><tr><td>財産経営課課長補佐</td><td>中島 祥太</td><td>資 産 活 用 推 進 課 長</td><td>福井 一朗</td></tr><tr><td>資産活用推進課課長補佐</td><td>西川 裕二</td><td></td><td></td></tr></table> 【総務部 税務・債権管理局】 <table><tr><td>税務・債権管理局長兼市民税課長</td><td>吉田 彰克</td><td>固定資産税課長</td><td>中島 辰哉</td></tr><tr><td>収 納 推 進 課 長</td><td>池原 章博</td><td>市民税課課長補佐</td><td>谷本 泰志</td></tr><tr><td>固定資産税課課長補佐</td><td>渡邊 佳絵</td><td>収納推進課課長補佐</td><td>中瀬 淳</td></tr></table> 【総務部 人権政策局】 <table><tr><td>人権政策局長兼人権推進課長</td><td>谷口 恭子</td><td>次長兼中央人権福祉センター所長</td><td>川口 寿弘</td></tr><tr><td>人権推進課課長補佐</td><td>中川 真理</td><td>中央人権福祉センター参事</td><td>岡部 孝志</td></tr><tr><td>中央人権福祉センター総括主査</td><td>田中 隆志</td><td>男女共同参画課長</td><td>太田奈津美</td></tr><tr><td>男女共同参画課課長補佐</td><td>川北 明子</td><td>男女共同参画センター所長</td><td>安本 哲哉</td></tr></table> 【危機管理部】 <table><tr><td>危 機 管 理 部 長</td><td>森山 武</td><td>危 機 管 理 課 長</td><td>田川 新一</td></tr><tr><td>危機管理課参事</td><td>中本 克章</td><td>危機管理課課長補佐</td><td>北村誠太郎</td></tr></table>				総 務 部 長	竹間 恭子	次長兼総務課長	濱岡 直樹	総務課公文書管理室長	井上 拓也	総務課課長補佐	蔵増 彩	行財政改革課長	宮崎 学	行財政改革課参事	米田亜希子	行財政改革課課長補佐	黒田 洋太	職 員 課 長	入江 卓司	職員課課長補佐	前田 修次	検 査 契 約 課 長	河上 昌輝	検査契約課課長補佐	霜村 俊二	財 産 経 営 課 長	金谷 幸一	財産経営課課長補佐	中島 祥太	資 産 活 用 推 進 課 長	福井 一朗	資産活用推進課課長補佐	西川 裕二			税務・債権管理局長兼市民税課長	吉田 彰克	固定資産税課長	中島 辰哉	収 納 推 進 課 長	池原 章博	市民税課課長補佐	谷本 泰志	固定資産税課課長補佐	渡邊 佳絵	収納推進課課長補佐	中瀬 淳	人権政策局長兼人権推進課長	谷口 恭子	次長兼中央人権福祉センター所長	川口 寿弘	人権推進課課長補佐	中川 真理	中央人権福祉センター参事	岡部 孝志	中央人権福祉センター総括主査	田中 隆志	男女共同参画課長	太田奈津美	男女共同参画課課長補佐	川北 明子	男女共同参画センター所長	安本 哲哉	危 機 管 理 部 長	森山 武	危 機 管 理 課 長	田川 新一	危機管理課参事	中本 克章	危機管理課課長補佐	北村誠太郎
総 務 部 長	竹間 恭子	次長兼総務課長	濱岡 直樹																																																																					
総務課公文書管理室長	井上 拓也	総務課課長補佐	蔵増 彩																																																																					
行財政改革課長	宮崎 学	行財政改革課参事	米田亜希子																																																																					
行財政改革課課長補佐	黒田 洋太	職 員 課 長	入江 卓司																																																																					
職員課課長補佐	前田 修次	検 査 契 約 課 長	河上 昌輝																																																																					
検査契約課課長補佐	霜村 俊二	財 産 経 営 課 長	金谷 幸一																																																																					
財産経営課課長補佐	中島 祥太	資 産 活 用 推 進 課 長	福井 一朗																																																																					
資産活用推進課課長補佐	西川 裕二																																																																							
税務・債権管理局長兼市民税課長	吉田 彰克	固定資産税課長	中島 辰哉																																																																					
収 納 推 進 課 長	池原 章博	市民税課課長補佐	谷本 泰志																																																																					
固定資産税課課長補佐	渡邊 佳絵	収納推進課課長補佐	中瀬 淳																																																																					
人権政策局長兼人権推進課長	谷口 恭子	次長兼中央人権福祉センター所長	川口 寿弘																																																																					
人権推進課課長補佐	中川 真理	中央人権福祉センター参事	岡部 孝志																																																																					
中央人権福祉センター総括主査	田中 隆志	男女共同参画課長	太田奈津美																																																																					
男女共同参画課課長補佐	川北 明子	男女共同参画センター所長	安本 哲哉																																																																					
危 機 管 理 部 長	森山 武	危 機 管 理 課 長	田川 新一																																																																					
危機管理課参事	中本 克章	危機管理課課長補佐	北村誠太郎																																																																					

	【監査委員事務局】 事務局 長 富山 茂 事務局 次 長 有元 薫治 局 長 補 佐 金岡 正樹 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 事務局 次 長 田渕 康修 【出納室】 会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代 【市議会事務局】 事務局 長 保木本英明 事務局 次 長 一村 泰志 局 長 補 佐 毛利 元
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前 9 時 59 分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおり、総務部・危機管理部、各種委員会等の審査を行います。企画推進部、市民生活部の所管分につきましては、来週の 2 月 25 日としております。先議分の議案は、説明を受けた後、質疑、討論、採決まで行います。それ以外の議案、令和 7 年度当初予算は、説明のみですので、御注意をお願いします。

なお、令和 7 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

それでは、総務部・危機管理部の審査に入ります。初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただき、委員が替わっておられますので、執行部で自己紹介がまだの方があれば、自己紹介をお願いします。竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長 総務部の竹間です。本日は、よろしくお願いいたします。まず最初に、2 月補正関連の議案で、議案第 28 号が、一般会計の補正予算、所管に属する部分となっております。また、議案、議案第 35 号が、財産区管理事業費特別会計補正予算、こちらについては、御説明申し上げ、御審議いただきたいと思います。そして、議案、そのほかの議案 5 つありますが、議案第 45 号～47 号と、議案第 57 号は、条例関係の議案となっております。議案第 64 号は、包括外部監査契約の締結についてということで、御説明申し上げたいと思います。

また、報告事項といたしまして、報告第 2 号専決処分事項の報告について、また、全協でも説明させていただきました、鳥取市市政改革プランの実施計画、この総務部・危機管理部に関するものについて御説明を申し上げます。この後、それぞれ、担当課長のほうから御説明させ

ていただきたいと思いますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、1 月臨時議会の委員会に出席していなかった職員がおりますので、本日、自己紹介させていただきますと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 自己紹介、どうぞ。

○井上拓也総務課公文書管理室長 公文書管理室長の井上拓也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田川新一危機管理課長 危機管理課長の田川と申します。よろしくお願いいたします。

○中本克章危機管理課参事 危機管理課、参事の中本と申します。よろしくお願いします。

○太田奈津美男女共同参画課長 男女共同参画課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

○北村誠太郎危機管理課課長補佐 危機管理課課長補佐の北村です。よろしくお願いいたします。自己紹介は以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）、所管に属する部分について御説明をいたします。説明に当たりましては、A 4 横の資料 1、総務企画委員会説明資料（令和 6 年度 2 月補正予算）、そして、資料 1 の 1、繰越明許費説明資料に沿って説明をさせていただきます。資料 1 の左に、予算書並びに所属別事業一覧のページ番号を振っておりますので、併せて御覧をいただければと思います。なお、このたびの補正予算は、本年度最後の定例会に提案するものでございまして、実績見込みとして、多くの増減がございます。主なものについてのみ、説明をさせていただきます。

それでは、まず、歳入についてです。資料の 2 ページ～3 ページは市税でありまして、収入見込みの確定による補正でございます。

先に進んでいただきまして、続いて、4 ページ～6 ページは、地方譲与税、各種交付金でございます。こちらにつきましては、県の実績見込み算定に基づき、補正をするものでございます。

6 ページの下段、款 10 地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては、昨年度もございましたが、固定資産税のうち、コロナ対策関連で先端設備を導入した事業者に対して、軽減を行う国の制度がありますことから、減額した税収を国が補填するもので、実績見込額を計上しております。

ページをめくっていただきまして、7 ページ、款 11 地方交付税でございます。こちらは、昨年度と同様に、国の補正予算によりまして、今年度、7 年度と 8 年度になりますが、普通交付

税が、前倒して臨時財政対策債償還基金費として交付されたものでございます。以降は、特定財源でございまして、歳入に併せて御覧いただければと思いますが、幾つかについて説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、13 ページでございます。13 ページ、款 20 繰越金、前年度繰越金につきましては、このたびの補正で残額全額を計上するものでございます。

続きまして、16 ページでございます。一番下、款市債、臨時財政対策債は、国の発行可能額の確定に合わせまして補正をするものでございます。歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、歳出について、主なものを説明をさせていただきます。資料は、17 ページからになります。はい。総務費、総務管理費、一般管理費の退職手当でございます。予算書は 72 ページから、所属別の事業一覧は 4 ページとなります。補正額は 3 億 8,523 万 5,000 円の増額補正となります。当初予算では、一般職の定年退職者 11 名分と、それから、任期満了に伴う特別職の 1 名分の退職の手当を計上しておりましたが、2 月補正では、早期退職者として、40 名分の退職手当の追加の増額補正をするものでございます。この 40 名の内訳でございますが、まず、60 歳で定年延長をせずに、そのまま退職をする職員が、そのうち 9 名でございます。また、退職勧奨制度を活用して退職する職員が 6 名、それ以外の自己都合で退職する者が 19 名、あとは、任期付きの職員が任期満了を迎えますので、その任期満了を迎える者が 6 名というのが内訳となっております。また、財源につきましては、その他財源ありますけれども、これは、退職手当に係る市立病院、それから、東部広域からの退職手当の負担金でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。では、18 ページの中段をお願いいたします。総務費、総務管理費、文書広報費、市史編さん費の鳥取市史編さん事業費になります。予算書は 74 ページ、所属別事業一覧は 3 ページの 1 番になります。こちらは、来年度発行予定の市史の 6 巻、大正編の編さん経費に係ります補正でございます。補正額 61 万 8,000 円ですが、これは、原稿作成に関連いたします執筆者にお支払いする原稿料、こちらが 90 万円と、の増と、市史編さんアドバイザーへの報酬、こちらは減額でして、マイナスの 21 万 2,000 円で、あと、事務費の精算ということで、合わせまして 61 万 8,000 円の補正をお願いするものでございます。市史の 6 巻につきましては、残りの原稿料を 6 年度と 7 年度で支払うということにしておりましたが、進捗に合わせまして、不足する額 90 万円を増額するものでございます。来年度初めには、全ての原稿をそろえることといたしておまして、その後、全体の校正作業等を経まして、年度末には発刊する予定にしておるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 宮崎でございます。めくっていただきまして、19 ページ下段のほうになりますけれども、基金積立金、2 段目の基金積立金（減債基金）3 億 2,821 万 6,000 円でございます。こちらにつきましては、先ほど説明しましたとおり、交付税が前倒して交付をされましたので、一旦、減債基金へ同額を積み立てまして、7 年度と 8 年度に半分ずつ取り崩して

活用するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。では、ページは 1 枚おはぐりいただいて、20 ページ、下から 2 つ目です。諸費、総合防災対策費の感震ブレーカー設置促進事業費でございます。この事業は、震災時に自動で通電をシャットアウトする感震ブレーカーの設置促進を図り、震災時の火災を防止しようとするものでございます。電気工事を伴う感震ブレーカーを設置しようとする世帯が対象で、補助率は 2 分の 1、4 万円を上限に補助するものとしております。本事業は、9 月補正予算で認めていただいたものでございますけども、年度途中からの実施ということや、他都市での実績等から、40 万円の予算で 10 件～20 件程度の申請を見込んでおりましたところ、当初見込みより多くの申請があり、このたび増額補正をお願いするものです。68 万円の増額をお願いするものとしておりまして、財源としましては 2 分の 1、34 万円を県補助金を充当することとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、21 ページを御覧ください。上から 2 段目でございます。款・項・目、総務費、徴税費、税務総務費、事業名は、税務事務費における、ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は 80 ページ、事業別一覧表は 6 ページとなります。補正額は 9,056 万 8,000 円、補正後は 4 億 5,403 万円をお願いするものでございます。財源は、その他財源 1,080 万円、その内訳は、出店料から、返礼品の出店者から頂いておる手数料でございます。そして、一般財源が 7,976 万 8,000 円となります。

歳出補正内容でございますが、来年度のふるさと納税の、本年度のふるさと納税寄附額は、令和 6 年度並みの約 7 億 5,000 万円と見込んでおりましたが、9 月から、新たに返礼品に加えましたオーダースーツ、こちらの商品券が、令和 6 年、令和 7 年 1 月末時点で、寄附件数、約、寄附件数が 1,730 件、寄附額約 1 億 8,600 万円と、こちらの予想を上回る伸びを示しております。これによりまして、本年度は、件数 2 万 7,000 件、寄附額約 9 億 5,000 万円と見込みました。これに伴い、寄附金の受領証や返礼品の発送に要する経費、外部ウェブサイトの利用手数料などの事務費に負担が生ずる見込みになったため、9,056 万 8,000 円を計上しているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原でございます。続きまして、資料 22 ページ、2 行目の還付金でございます。予算書は 82 ページ、所属別事業一覧は 7 ページ上から 7 行目となります。こちらの還付金ですが、過年度分の市税におきまして、減額更正があった場合に、還付金として支出するものでございます。当初は 8,700 万円を計上しておりましたが、主に法人市民税と固定資産税におきまして、見込み以上に還付が発生したため、1,373 万 3,000 円を補正予算として計上させていただくものです。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、吉田でございます。同じく資料 22 ページ、その下、令和 6 年度定額減税補足給付金事業費でございます。所属別事業一覧は 7 ページ

の最上段、補正予算書 82 ページ、83 ページとなります。こちらは、国の施策といたしまして、物価高に対応し、可処分所得を増やすことを目的として、給付金・定額減税一体措置として設けられたものでございます。納税者及び扶養親族 1 名につき、令和 6 年分の所得税 3 万円、令和 6 年度個人住民税 1 万円の減税という仕組みでございました。所得から算出される税額よりも、この定額減税額のほうが大きくて控除し切れない、定額減税の恩恵を十分に受けれないと見込まれる方に対しまして、この引き切れないと見られる金額を、令和 6 年度に給付金として支給したものでございます。この給付金、3 万 6,252 人に 14 億 7,095 万円を給付いたしました。事業費全体としての減額補正となりますが、その内訳といたしましては、先ほどの給付金が 1,352 万円の減、その他事務費等といたしまして、通信運搬費、また、システム整備費等、事務費の計といたしまして、1,666 万円を減額となります。事業費全体といたしましては、3,018 万円の減額補正でございまして、補正後の予算額といたしましては、15 億 423 万 1,000 円とさせていただきますものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。よろしくお願いいたします。続きまして、資料 26 ページ、おはぐりください。一番上、農林水産業費、農業費。一番下です、失礼しました、一番下、農林水産業費、農業費、農地費、国土調査事業費です。予算書は 114 ページ、所属別事業一覧は 6 ページの 40、41 番です。

2 段ありまして、まず一番上、国土調査事業費ですが、これにつきましては、2,178 万 2,000 円の減額となっております。これは、この事業に充当します国庫補助金が、当初見込みより減額となったことによるものでございます。国土調査事業費の補助金につきましては、翌年度の交付額が分かりますのが、例年 3 月の中頃となるために、当初予算時には、県に申請した事業費を基に予算計上をし、交付額が決まってから、事業を調整して実施した上で、2 月議会において、実績に基づき補正を行わせていただいているものでございます。

続きまして、その次の段、国土調査事業費（令和 6 年度国 1 次補正）分でございます。本市が行っております地籍事業費に係る予算につきまして、このたびの国の補正予算に呼応して、財源を確保させていただくものでございまして、予算額は 5,637 万 6,000 円を計上しており、国・県補助の補助金が 4,228 万 2,000 円、残りが一般財源でございます。本予算につきましては、資料 1 の 1 で繰越明許費を掲載させていただいておりますが、全額、令和 7 年度に繰越して執行させていただく予定にしております。なお、この補正による事業での実施面積は 1.2 平方キロメートルで、進捗率は、今年度末の見込みである 25%から 0.18 進みまして、25.18%となる予定です。以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。次のページ、27 ページを御覧いただけたらと思います。消防費、消防費、常備消防費の東部広域行政管理組合負担金でございます。一番上のところです。4 億 894 万 9,000 円の減額をお願いするものです。財源としましては、地方債が 4 億 3,490 万円の減、一般財源として、2,595 万 1,000 円としております。

この減額の主な内容といたしましては、東部広域行政管理組合消防局で実施しております、

高機能消防指令センター更新事業のための特別負担金が不用になったことによるものです。東部広域行政管理組合消防局では、高機能消防指令センターの更新事業を、令和 5 年から 3 か年の計画で行っておりまして、令和 5 年に一応させて、令和 6 年と令和 7 年で更新事業を行っているところでございます。

この財源といたしまして、当初は、構成市町それぞれが起債を起こし、特別負担金として財源負担するという計画でございましたが、その後、東部広域行政管理組合におきまして、より有利な財源である、緊急防災・減災事業債を直接活用できることとなりまして、この特別負担金相当額を減額するものとなります。他方、給与改定、退職手当負担金の増などに伴う普通負担金の増額などもありまして、全体といたしまして、4 億 894 万 9,000 円を減額するものです。なお、本件は、東部広域行政管理組合議会で議決済みとなっております。以上でございます。

続きまして、その下でございます。消防署庁舎等整備事業費をお願いいたします。これにつきましては、2,862 万 6,000 円の増額をお願いするものです。財源といたしましては、これ、起債で 2,860 万円、一般財源として 2 万 6,000 円としております。これは、消防庁舎につきましては、敷地を施設の所在する市町が用意いたしまして、庁舎は東部広域が整備するということが協定で定められておりまして、現在、気高消防署の移転新築に際しまして、移転先の鹿野町乙亥正地内、これは山陰道浜村鹿野温泉インター付近でございますが、こちらにおいて、敷地の造成工事を本市で行っているところでございます。この造成工事の盛土に、当初、近隣の県の公共事業の残土の利用を見込んでおりましたところ、土質的に盛土に適する残土が不足することが判明いたしまして、別の遠方の公共事業の残土を活用することなどが必要となり、当初予定のなかった残土約 5,000 立米となりますが、これの積み込み・運搬経費が必要となったものでございます。

あわせて、資料 1 の 1 のほうになりますが、この補正による工程など、適正工期の確保のために、補正後の予算全額を、令和 7 年度に繰越明許させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。続きまして、資料 1 の 1、繰越明許費説明資料を御覧ください。一番上、総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費の財産管理事務費です。予算書は 154 ページです。本事業は、円護寺の市有地内水路の改修工事につきまして、令和 6 年度当初に予算計上し、9 月議会において、設計変更に伴う増額補正をさせていただき、事業を実施させていただいているところでございますが、工事に係る資材の納入に不測の日数を要しておるため、適正な工期を確保するため、事業費の全額について、繰越明許費を計上させていただいているものでございます。以上です。

以上で、令和 6 年度一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の説明を終わらせていただきます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 気高の消防署の残土運搬なんですけど、先ほどの説明で、近隣のところから

予定してたけど、それだと量が不足するので、その不足分 5,000 立米の運搬費用を増額ということだったんですけど、その近隣のもののプラス、この 5,000 立米するという理解で、いいですか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。近隣の河内川のしゅんせつ工事の残土を使用することとしておりますが、こちらのほうの残土が、使えるものもあるんですけども、土質的に使えないというものが多くありまして、その河内川のしゅんせつ残土も一部使いますし、不足分を、この新たにちょっと遠方の公共工事の残土を使用するというものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。土質的に使えないって、ちょっとどんな感じなのかっていうのを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。盛土にも、かなり粘土層などが多かったというふうに伺っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません、この増額補正っていうのは、その残土運搬に係る費用なんですけど、ダンプ 1 台当たり、大体どれぐらい運べて、どれぐらいの費用がかかるということで、これだけの予算を計上しているのか教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 設計上、危機管理課、田川でございます。設計上は、1 立米の単価でどれぐらいの数量が要するというような計算にはなりますが、おおむね 10 トンのトラックで 800 台ということになるのかなということで、事務方では考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 10 トン 800 台だと、延べね、1 台当たり、1 回につき、幾らのこの運搬代というか、要は、それが収入になるんですよ、そのダンプさんの会社だったり、個人の方もいらっしゃると思うんですけど、どんな人がこうね、やるかは分からないけど、大体そのダンプの人ってこう、そういう残土運ぶのが、昔に比べたら単価が落ちたとか、そういうのは、よくコロナ禍以降聞いてたので、これ、積算根拠として、そのダンプの単価は幾らになりますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。ちょっと先ほどの回答のほうで申し上げましたけども、積算上は、ダンプ 1 台当たりという計算はしておりませんで、この残土を 1 立米当たり幾らというようなことと、その必要数量、これの土砂運搬、また、積込み等々の経費を積算してのものとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ということは、何か受けてる会社が、幾ら払うかっていう話になってくるのかなというふうに思いましたけど、結構ダンプの方、きついつて言われる声

があって、値段的に、仕事のね、単価的に。今、本当にガソリンも上がってるし、そういう状況で、本当に、その実際、運ばれるダンプの人らが採算が合うのかなという心配がありますけども、ちょっとその辺り、チェックする仕組みがあるのかどうか分からないですけれども、やっぱりちょっとそういったところにも、目を配っていただきたいなってというのは思います。地元の業者の方たちも多いと思いますので、ちょっとその点、危機管理部として、何かこう把握ができるんだったら、その単価、それができるんだったら、ぜひやっていただきたいなとは思いますが、その点はどうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。本事業は、土地開発公社のほうに委託して事業実施しているものでございますが、今、委員おっしゃられたような点につきまして、土地開発公社のほうと情報共有を図りながら、こちらのほうも把握していきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質問ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 国土調査事業費についてお伺いしたいと思います。先ほどの説明で、事業実績見込みによる減だということがありましたけれど、この事業実績が少なくなった訳を教えてください。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。国土調査事業費につきましては、国・県の補助金を主たる財源として、事業を進めさせていただいております。資料のほうでもありましたが、当初の予算では、県のほうに、この申請をした額で、事業費のほうを積算した上で予算計上させていただいているんですが、毎年、国・県からの充当というのが、100%補助金が頂けるということではなくてですね、毎年、その金額について、3月頃ですので、大体当初予算が決まった後に通知が来ます。このたびは、国から県に来た通知の額自体も、県が要望していた額よりも、かなり少ない額しか入ってきてこなかったこともありまして、そこから鳥取市のほうに、県を通じて入ってきた補助金額も、我々が見込んでいたものよりも1,600万ぐらい少ない額になってしまったということになりました。そのことに合わせて、事業のほうを、その収入に合わせて進めさせていただくということになるものでして、全体の事業費として、事業費の額が下がったという状況でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。ということは、次の繰越明許費に5,600万余りやるわけですが、これについても、実際の結果を見ないと分からないという状況だという理解でよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。今回、こういった形で、現年の予算が、確定がなかなかしづらいというところもありますし、近年、補正予算で予算を確保するという形で、我々も事業費を確保させていただいておりますので、このたび補正予算で上げさせていただきました国の1次補正につきましては、この額は確定で頂いておる金額でございます。

後ほど、予算委員会のほう、令和7年度のほうの予算のときに説明させていただきますが、そちらのほうで、この補正でつかなかった部分を、新年度の予算で上げさせていただいておりますので、そちらにつきましては、同じように、額の確定が後ほどになるということにはあるかと思います。そういった形で、事業費のほうを確保させていただいてるところでございます。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 繰越しの分なんですけれども、国土、財産管理の事務費で、円護寺の水路改修ですけれども、さっきの説明では、6年度の年度当初に予算計上して、その年度内の工事の中で、資材の納入に不測の日数を要したためということの説明があったんですけども、まず、この円護寺の豪雨の災害というのは、いつ頃に発生したものなのか、そのことをお伺いしたいです。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 円護寺の豪雨の水路につきましては、令和5年の8月の大雨の際に発生したものでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、佐治等々のぐらいの台風のときと同じ災害だろうというふうに思うんですけども、所管課は、これは財産経営になるんですけども、このたびの代表質問の中でも、佐治豪雨の後の、いわゆる復旧工事、今、これ、非常に遅れてるというようなことで、そういった質問もあったんですけども、これ、資材の納入に不測の日数を要したためということであるんですけども、これ、ちょっとよく分からんですけれども、例えば、農林であったり、あるいは、都市整備、道路関係で言えば、よく、なかなか事業者が見つからなくて、不落札でというような形で、最終的には随契でというような話もあるんですけども、この場合は、資材の納入に不測の日数を要したためっていうのが、ちょっとこの辺りがよく理解ができんですけども、具体的にどういうことだったんですか、教えてください。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。今回、令和6年に予算をつけさせていただいた後に、令和6年9月には、水路工の能力の拡充が必要だということで補正予算をさせていただいて、その9月の補正予算が終わった後、11月ぐらいに、もう契約は実際させていただいておりまして、年度内の工事完了で、契約のほうはさせていただいておりました。ただ、実際、その工事に使う部材、水路に使う部材ですね、これが、今はなかなかちょっと、ほかの工事にも言われてしまったんですけども、納入がなかなか間に合わないということで、それで、この年度内の工事の完了がちょっと間に合わない状況が生まれたということで、今回、工事の時期を確保させていただくために、繰越しをさせていただいたというところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 状況は分かりました。その設計の見直しみたいな形でということだったというふうに思っておりますけれども、資材について、全般的に高騰もあるんですけども、そういった

資材が不足してるっていう状況っていうのは、全般的に、例えば今工事している佐治地区等々についての、そういったことでの、これ、所管が違うんで、はっきりと、どうってことは言えんけども、いわゆる工事の遅れであったり、そういったことによって、影響っていうのはあるのかどうなのか、その辺り、もし分かれば教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 私どもは、工事のほうは、工事の担当課のほうにお願いをさせていただいてるところで、そこでの聞いている範囲では、やはり工事のほうに、そういった影響が出てきているというのは、その程度ですけども、聞いておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 気高消防署の造成っちゅうのを、その残土の件で、先ほど、伊藤議員のほうに質問されたですけども、その運搬に係る経費ということでございました。それで、その、今あるところの残土が、そこには適さない土だということだったですね。それで、ほかのところから持ち込むということ、じゃあ、そこに今あるやつも、どこかに持っていけないけんという話になりますよね。そういう、その残土自体が、ほかから持ってくるということになる。それで、今あるやつは使えんという話だったと思うんですが、それも含めた、その運搬経費ということなのか、その辺のところをお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。今回の造成の盛土に必要な土の量というのが6,200平米でございまして、そのうち、1,200、平米じゃない、立米ですね、立米は使用できるということで、使用できない土というのは入れておりませんで、それをまたどこかにどかしたりという経費は必要ないものとなっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今日の資料の26ページの一番上の地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費で、147万4,000円の増額補正なんです。それで、所属別事業一覧のほうでは詳しく書いてあるんですけど、まず1つ、就労準備支援事業及び子どもの学習支援事業に係る負担額調整による増ってあるんですけど、これが123万7,000円なんですけど、この負担額調整っていうのはどういうことなのか、まず教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 岡部センター参事。

○岡部孝志中央人権福祉センター参事 中央人権福祉センターの岡部です。この事業の調整につきましては、中央人権のほうと、複数の課が事業を共有して実施してるものでして、中央人権福祉センターと生活福祉課、あと、こども未来課のほうに共有して事業を実施してるものでして、その実績に基づいて振り分けをした結果、こういった事業費になったということです。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。中央人権のほうに扱う件数が多かったから、こうなったということですね、分かりました。

次、住宅確保給付金の減っていうことで、380万5,000円の減額補正になってるんですけど、

これは、今どういう状況で、こういう減額が出てきたのか教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 岡部参事。

○岡部孝志中央人権福祉センター参事 中央人権福祉センターの岡部です。この住宅確保給付金につきましては、当初予算の要求の算定の仕方がですね、3 か年、過去 3 か年の事業実績に基づいてしておりました。その中で、やはりコロナの影響が多く、コロナのときの実績を入れたことによりまして、数字が結果的に増えたというところがございます。コロナが終わって一段落というか、支出がちょっと、今までの状況に戻ったというところがありますので、そういったところで、積算がコロナの影響も含めた形で多くなってたというところで増えてたり、それが、実績が落ち着いたので、減になったというところがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 状況は分かったんですけど、そのコロナの前のような状況に戻ったということですけど、それが大体どんな感じの状況なんですか。

◆吉野恭介委員長 岡部参事。

○岡部孝志中央人権福祉センター参事 中央人権福祉センターの岡部です。コロナの頃ですけれども、令和 3 年度の実績につきましては 538、584 件ありまして、令和 4 年につきましても、353 件の手続申請を受けているところでございました。今年度につきましては、見込みとしては、本年度 100 件程度っていうようなものになっておりまして、大分数字が減ってるということです。年によって変動がありますので、平均としては 100 件前後というところで落ち着いたというところがございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 35 号令和 6 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第 35 号令和 6 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の説明を、執行部、お願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。それでは、財産区特別会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。資料 1、29 ページからになります。

まず、歳入につきましてです。29 ページ、30 ページを御覧ください。歳入につきましては、補正予算が必要となります国府町宇倍野財産区ほか、各財産区における事業実績の見込みに基づきまして、補正予算を行うものでございます。主なものとしまして、29 ページ中段の不動産売払い収入ですが、立木売払い収入として、鹿野財産区における造林契約に係る分収造林事業

による収益金 271 万 1,000 円のほか、用瀬町安蔵・佐治町万蔵の実績見込みなどによりまして、273 万 9,000 円の増とさせていただいております。

30 ページに、最後、合計がありますが、会計全体としては、補正額 333 万 6,000 円の増となりまして、補正額の後、後の金額は 1,584 万 9,000 円となります。

続きまして、歳出です。31 ページを御覧ください。所属別事業一覧は 71 ページと 72 ページになります。同じく、補正が必要な各財産区におきます、決算実績見込みに基づき、補正を行うものでございます。

主なものといたしまして、ページ中段の財産区管理委員会運営事業費です。運営事業費として、鹿野財産区におきまして、先ほど、歳入で御説明いたしました、造林契約に係る分収造林事業による収益分収金につきまして、契約に基づき、地元林野保護組合に支払う分収金として、244 万 1,000 円を計上しているほか、10 財産区の実績見込みにより、294 万 1,000 円の増とさせていただいております。

歳出全体としては、歳入と同額の 333 万 6,000 円の増で、1,584 万 9,000 円となります。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ただいま御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 35 号令和 6 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 45 号刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、先議分以外の議案説明に入ります。議案第 45 号刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明をお願いいたします。濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。資料のほうは、資料 2、総務企画委員会付議案等説明資料、こちらのほうを御覧ください。付議案のほうは 29 ページになります。

では、資料 2 に基づいて説明をさせていただきます。2 ページを御覧ください。第 1、改正の目的でございますように、刑法等の一部を改正する法律が、令和 4 年 6 月に公布されまして、令和 7 年 6 月 1 日より、懲役刑及び禁錮刑、こちらが廃止されまして、新たに拘禁刑が創設されることになりました。そのため、本市の条例におきまして、懲役及び禁錮、こちらの文言を引用しております 10 の条例につきまして、一括して改正を行うものでございます。

この懲役と禁錮についてでございますが、懲役の場合は、刑務作業の義務、こちらがあるのに対しまして、禁錮にはこれがないというものでございます。しかしながら、この禁錮刑に当たる、処される者は、かなり少ないというようなこともありますし、禁錮刑に処される者の中でも、許可をもらって刑務作業を行う者が多いということで、両者の差が少なくなっているということもございますし、新たに設けられる拘禁刑では、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるものというふうに、法のほうで記されておりまして、今後は、受刑者のそれぞれの特性に応じました柔軟な対応を行うことで、再犯防止が図られていくものということにされておるところでございます。

資料 2 の改正の内容で、第 2 の改正の内容でございますが、こちらは、先ほど申しましたとおり、懲役と禁錮、こちらを、新たな拘禁刑に文言修正をするものでございまして、個々の条例の趣旨や内容自体が変わるものではございません。

4 ページより、それぞれの条例の新旧対照表を、こちらを掲載しております。4 ページの鳥取市職員退職手当支給条例と、16 ページには、鳥取市職員給与条例を掲載しておりますが、これは、それぞれ退職金と期末手当、勤勉手当、これにつきまして、禁錮刑以上の処罰を受けた者に対して支給しないというものでございますけれども、これに関連する規定につきまして、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

20 ページには、鳥取市下水道条例、こちらを掲載しております。排水設備等の新設と、または修繕の工事につきましては、市長が指定した業者しか行ってはならないということにしておるんですけども、その指定を受けた工事店の届出の要件に関するものでございまして、これも禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、22 ページ、こちらは、鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございますが、この退職報償金支給の制限に関しまして、支給しない者に関する規定につきまして、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、23 ページになります。こちらは、鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例でございますが、欠格事項といたしまして、団員になることができない者に関する規定につきまして、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして 24 ページ、こちらは、鳥取市公設地方卸売市場条例でございますが、市場において業務を行う卸売業者や仲卸業者、関連事業者、こちらの許可基準に関する規定につきまして、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

以降は、条例で定めております罰則規定に関するものでございます。28 ページは鳥取市屋外広告物条例、29 ページには鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、30 ページには鳥取市個人情報保護に関する法律施行条例、33 ページには鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例、それぞれの条例で設けております罰則規定に関する懲役、こちらを拘禁刑に改めるものでございます。

では、すみません、資料 2 ページに戻っていただけますでしょうか。罰則の適用等に関する経過措置や、人の資格に関する経過措置等、必要な経過措置を、別途にまた定めておるところでございます。

3 ページになります。第 3 の施行日、こちらにつきましては、法の施行日であります令和 7 年 6 月 1 日とするものでございます。

なお、第 4、これまでの経緯に記載してありますとおり、本条例の施行に当たりまして、条例による罰則の規定がございますので、事前に鳥取地方検察庁に協議を行っておりまして、問題ない旨の回答をいただいておりますのでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認などはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 46 号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 46 号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江でございます。それでは、議案第 46 号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。付議案は 35 ページ、委員会資料は 34 ページでございます。委員会資料を使って説明をさせていただきます。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、所要の整備を行うものでございます。

まず、改正の概要についてですが、（１）番は、子育て中の職員が、今、残業を免除されるという制度がございますが、その制度の対象が拡大されるというものでございます。現在、３歳未満の子供を育てている職員が残業免除の申請をしたとき、それが対象となっておりますが、改正後は、小学校入学前の子供を育てている職員まで対象が拡大になるというものでございます。

続きまして、（２）につきましては、仕事と介護の両立支援制度等の周知等の義務づけについてでございますが、職員が家族の介護に直面した場合に、サポート体制を強化するというようなところが目的となります。具体的には、職員が家族の介護が必要となったと申し出た場合に、まず、仕事と介護の両立支援制度について、職員一人一人に合わせて情報提供を行って、その制度の利用の意向を確認するということが、それから、仕事と介護の両立支援制度に関する情報を、できるだけ早く職員に提供するというようなことが、任命権者に義務づけられたものでございます。

続いて、（３）についてですが、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等の円滑化に向けた職場環境の整備の義務づけということでございますが、職員が仕事と介護の両立支援制度を円滑に利用できるように、職員向けに、そういった制度の研修を開催することや、職員が仕事と介護の両立に関する悩みとかですね、そういったものが相談できるような相談窓口を設置するというようなことが、こちら、職場の環境整備ということで、任命権者に義務づけられるものでございます。

なお、今、（２）については、介護についてなんですけども、実は、育児休業のほうは、もう既に、こういった法律上の義務づけがされておりまして、条例でいいますと、鳥取市職員の育児休業等に関する条例に、こういった規定が既に設けられております。どちらかといえば、介護については、法律のほうが後追いで整備されたというような認識でございます。

最後に、（４）の施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日というふうになります。

以降、新旧をつけておりますけど、御確認をいただけたらと思います。説明については以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第 47 号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 47 号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いいたします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。続きまして、議案第 47 号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。付議案は 37 ページ、委員会資料は 40 ページでございます。こちら、委員会資料を使って説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法と言われてるものなんですけども、その一部改正を受けて、条例のほうを改正するものでございます。

この旅費法につきましては、昭和 25 年に制定されて以来、70 年以上にわたって、金額とかの運賃等の等級の見直しは行われてきましたが、もともとの基本的な内容というのが変わっておりませんでした。もともと旅費法では、宿泊を含め、多くのその旅費の項目について、標準的な実費額を基にした定額支給というのが基本となっておりました。ただ、一方で、近年、物価変動とかですね、インバウンド需要とかで、例えば、宿泊費が定額を超えるというようなケースが増加をしております。そういった社会情勢と現代の制度とちょっと合わなくなってきたということの背景もあって、実費の支給の見直しが行われたというふうに認識をしております。

まず、改正する条例につきましては、職員等の旅費に関する条例と特別職の職員の旅費等に関する条例になりますが、改正の理由とかですね、内容が同一であるために、一括して、今回条例改正を提案をさせていただいております。

改正の概要について御説明をいたします。まず、（１）の旅費の内容、旅費の内容の見直しについてです。１つ目は、日当を廃止し、目的地内の交通費を実費支給するというものでございます。これまで、例えば、県外に出張する場合に旅費として支給されるのは、主要な駅までとなっておりますが、例えば、主要な駅から、実際の会場までのバス代とか電車代というのは、いわゆる日当の中に含まれておりましたが、今後は、交通費として実費が支給されるとい

うものでございます。また、日当の中には、昼食代というのも項目として含まれていたんですけども、今後は、昼食代というのは自己負担ということで、支給対象外となるものでございます。

2つ目は、宿泊費と宿泊手当についてでございます。これまで定額で支給をされておりました宿泊費が、今後は、上限額の範囲内で実費支給がされるというものでございます。上限額につきましては、資料の右下に、国の基準を参考として掲載をしております。例えば、東京都の場合ですと、一般職ですと1万9,000円、それから、議員の皆様や、市長・副市長などの特別職については2万7,000円というのが上限額となっております。また、昼食や朝食などの費用は、これまでは宿泊費に含まれておりましたが、今後は、宿泊手当として、別に、これは定額になるんですけど、定額が支給をされます。この国の基準では、1泊というか、1夜当たり2,400円というのが宿泊手当の額となります。なお、宿泊費の上限と宿泊手当の額というのは、規則のほうで定めることとしております。

続いて、3つ目につきましては、包括宿泊費を新たに設けるものというものでございます。これは、交通費と宿泊費がセットとなった、いわゆるパック旅行とかに対応するものでございます。これまでも、パック旅行自体は認めてたんですけども、ただ、旅費を支給する際には、交通費と宿泊費で、別々にその内訳を計算していたんですけども、今後は、包括宿泊費ということで、まとめて経費として支給ができるようにするというものでございます。

続いて、4つ目につきましては、その他の定額支給費用を実費で支給するというものでございます。こちら、これまで定額で支給をされておりました、まず、転居費、これは、市外に赴任する場合の、いわゆる引っ越し費用でございます。それから、着後滞在費、こちら、市外に赴任する際に、まだ転居先に入居ができないとかいう場合に、一時的にホテルに滞在するような費用、宿泊費でございます。それから、家族移転費は、家族が赴任先に一緒に転居する場合の引っ越し費用、交通費等支給するものでございます。これまでは、これらが定額であったものが、今後は、実際にかかった費用を支給するというものでございます。

次に、(2)の様式の廃止についてでございます。これは、事務手続を簡素化というか、効率化を図るために、紙の種類をなくして、手続を電子化するというのが目的になります。具体的な変更点としましては、これまで使われていた紙の旅行命令簿などの様式を廃止して、旅行命令から支払いまでの手続を、内部事務システム、電子決裁で行うようになるものでございます。ただ、一部環境によっては、こういった電子決裁が使えないとかいうところがあったりするようですので、そういった職場につきましては、これまでどおり紙ベースの運用が残るというところが、想定をされております。ただ、紙ベースで運用する場合は、様式は廃止しておりますので、任意様式ということになります。これまでと同じ様式で運用するというものでございます。

(3) 施行期日については、令和7年4月1日からというふうになります。

以降は、新旧対照表のほうをつけておりますので、御確認をいただけたらと思います。説明については以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第 57 号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 57 号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。議案第 57 号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。本件は付議案のほうを使いまして、説明をさせていただけたらと思います。付議案 75 ページを御覧ください。

非常勤消防団員に対する退職報償金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の定める基準に従いまして、その支給に要する経費を、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払うこととされております。このたび、この政令で定める基準につきまして、消防団におけるシニア層の活躍の推進や、消防団員の処遇改善を図る観点から、新たに勤務年数 35 年以上の区分を追加する改正が行われまして、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされましたため、これに準じて、本市の退職報償金の支給に関する条例を改正しようとするものでございます。

具体的には、付議案 75 ページの下を表を御覧いただけたらと思いますが、こちらの表は改正後の表になりますが、この表の 30 年以上 35 年未満のところ、改正前、つまり、現行は 30 年以上となっております。金額は、この記載された金額そのまま、これが最高区分、最高額でございました。今回の改正では、これに加えて、新たに各階級 10 万円金額を高く設定した、35 年以上の区分を追加して、より長く消防団員として御活躍をいただくことを促進しようとするものでございます。

次ページ、76 ページのほうに、附則第 2 項ございますが、こちらの経過措置でございまして、この新しい退職報償金の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員から適用することとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第 64 号包括外部監査契約の締結について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第 64 号包括外部監査契約の締結について、執行部、説明をお願いします。濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡でございます。では、議案第 64 号包括外部監査契約の締結についてでございます。付議案は 91 ページとなります。来年度の包括外部監査契約の締結

についてでございます。資料 2 の 80 ページを御覧ください。

中核市におきましては、包括外部監査、こちら、義務づけられておりますものでございます。地方自治法の規定に基づきまして、契約することをお諮りするものでございます。

この包括外部監査人に関しましては、連続して 4 回、同一の者と契約してはならないと、法に定められております。このたびの議会の開会日に、今年度の報告をしていただきました田中税理士、こちらには、今年度で 3 回目ということになりますので、来年度は、新たな者と契約を結ぶものでございます。

資料 2 のこれまでの経緯にも記載しておりますが、中国税理士会鳥取支部より推薦をいただいております、前田剛税理士と契約を結びたいと考えております。前田税理士は、令和 5 年度の本市の包括外部監査で補助者を務められておるところでございます。

契約額につきましては、今年度と同額の 713 万円、こちらを上限と定めるものでございます。議案提出に当たりまして、これも法に基づきまして、監査委員への意見聴取を行った結果、契約について異議なしという意見をいただいているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や用語の確認、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、以上で、先議分以外の議案説明を終了いたします。

報告第 2 号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入ります。報告第 2 号専決処分事項の報告についての報告をお願いいたします。井上室長。

○井上拓也総務課公文書管理室長 公文書管理室、井上です。付議案のほうで説明をさせていただきます。付議案 119 ページのほうにあります、報告第 2 号専決処分事項の報告をいたします。

この元になったものは、いわゆるマイナンバー法の改正がありまして、言葉を定義する条文の中で項目の追加があつて、項番の変更がありました。本市の条例で、その項番を引用してるものがありまして、その項番のずれの条例を改正をしたものです。改正した条例については、120 ページのほうに列挙しております。

1 つは、鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例、いわゆるマイナンバーに関する条例です。

もう一つは、2 つ目ですね、鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例です。いずれも項番のずれのみによる改正のため、専決処分としたものです。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市市政改革プラン実施計画について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、鳥取市市政改革プラン実施計画について、執行部、

説明をお願いします。濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡です。よろしくお願いいたします。鳥取市市政改革プラン実施計画についてでございます。2月17日の全員協議会におきまして、総務部長より説明させていただいております鳥取市市政改革プラン、こちらの実施計画についてでございます。

資料、2月17日の全協資料、鳥取市市政改革プランのほうの19ページからになります。19ページにありますように、全部で48の実施計画がございますが、そのうち、本日のレジュメにも記載しておりますが、総務課、行財政改革課、職員課、資産活用推進課、市民税課、固定資産税課、収納推進課、危機管理課、こちらが取り組みます実施計画につきましては25でございます。

代表なものとしたしましては、総務部におきましては、24ページの15になりますけども、再配置基本計画に沿った施設の在り方検討の推進というものがございます。

税務・債権管理局におきましては、29ページ、こちら34番になりますけども、未収金の削減、こういった実施計画がございます。

危機管理部におきましては、こちら26ページになります、26番の避難所運営のDX化、こちらの実施計画がございます。

これらの実施計画につきまして、委員の皆様からの御意見、御質問、または、説明が求められましたら、それぞれの担当課におきまして回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

委員の皆様で、質疑、御意見はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 20ページの2番、若手職員の活躍推進っていうところなんですけれども、これがですね、若手職員活躍機会の場の検討が新年度行われ、それから、活躍の場が令和8年度以降行われ、あとは評価だとか、見直しということがあるんですけれども、これは、このたびやられたプロジェクトチームってありますよね、若手職員の。あれとはまた違うっていうことですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江でございます。そうです、令和7年度に若手職員が活躍できる場を検討するということなんですけども、今回、その実施したプロジェクトチームも、もちろんなんですけども、何ていうか、組織的に横断的なテーマや課題に対して、そういった若手中心の、このたびやったものも考えられますし、あとは、職員から提案をもらうような形も考えられます。いろんなやり方があるかと思いますが、そこも含めて検討をさせていただくというものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ここに書いてある、これからやろうとしてることは、例えば、その若手職員さんが提案したことを、自分の部署でできることを提案したりとか、横断的もあるんでしょうけど、それは、やること含めて、その職員が関わっていくっていうことは、一応、何か織り込み済みの、こういう取組なんでしょう。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員そのものがプロジェクトチームとかに参加してとか、政策を立案したりとかですね、そういった意味で、参加するっていうことには間違いはないんですけども、あと評価としては、それに対しての、その実績というかですね、参加しただけじゃなくて、何かそれで、その中で、チーム、例えばチームとして、中心的な存在で活躍したとかですね、そういったようなところを、その人事評価の中で評価していくというような流れになるものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 これ、評価が関わってくるんですか。評価が関わってくるの。ちょっとこの部分と違って来るかもしれないけど、このたびのプロジェクトチームがありますが、それから、実際、それで事業化というか、やってみようというのが幾つかありましたよね。その中でっていうか、それで大事だなと思ったのは、その立案した、提案した人たちが、実際にそれに関わって実行するっていう取組が、私は必要だと思っと思って、思ったようにいかなかったとか、なかなかまい具合に頭で考えるのとは違うとか、そんな経験を若いときほどしとかなないと、やっぱりいけないなと思ってるんですけど、その、ここにある 2 番のやつがね、ちょっと人事評価っていうのが、どういうふうに評価されるか分かんないけど、何かこう若いときは、失敗を恐れずに、やっぱりこういういろいろチャレンジをしていくっていう場をつくっていかないと、これからのこういう公務の現場、何か求められることがどんどん変わってきてるので、何かちょっとそういうふうなことも要るんじゃないのかなって、そこで、こう評価って言われると、ちょっとどうなのかなっていうふうには、今のお話聞いて思ったんですけど、若い職員の方たちに、どう辞めずに、やりがい持って働いていただくか、もらえるかっていうことも、ちょっと考えてほしいなっていうのは、意見として言っときます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 ありがとうございます。確かに、その若手職員が、失敗を恐れずに活躍できる場をついていうところは、非常に大切な視点だと思っております、そのためには、所属の理解というか、所属長の理解も必要になりますし、頑張った分だけ評価、人事評価って言いましたが、どちらかというと加点です、頑張った分だけ評価をする、それがモチベーションにつながるというようなことになりますので、あとは、直接、事業に携われたほうがいいんじゃないかっていうのは、御意見として、ちょっとまた検討させていただきたいと思います。以上になります。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 本当に失敗するのを恐れちゃうと、やっぱり新しいことはできないし、責任取らないといけないところが、もしあるとすれば、それは管理職の責任だから、そこは管理職の方も、そこは理解いただいてですね、ちょっと若い間は伸び伸びと、いろいろと仕事ができるようになればいいなというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 関連です。成果実績に応じてっていうような評価の仕方にとすると、先ほどの件もありますし、じゃあ、予算を組むときにね、これを成果とすると、かなりこう予算や施策化

というところと、かなり結びついてくると思うんですね。その場合に、じゃあ、この本人が、今まで仕事を、こう仕事に対しての熱意がなかったのに、このチームに入ったことによって熱意が出てきたとか、やはり何か、きちんと評価基準を決めないといけないんじゃないかなというような気がしましたので、その辺の研究をしてほしいなというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。今は、その評価制度の中で、加点というような評価の仕方になってるんですけども、おっしゃるようには、その頑張った分だけ、その評価をされる何らかの仕組みっていうのも、これは人事評価につきましても、毎年、評価委員会を開いて、そういったような現場の声もお聴きしながら、制度をよりよいものにしていこうというようなことで、絶えず見直しを図ってるというものでございますので、そういった視点でも検討させていただきたいと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 何ページかな、25 ページの 19 番の庁内ゼロペーパーの推進というところなんですけど、これ、新年度が、推進の土台となるインフラ整備ってあるんですけど、これってどういうことなんですかね。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡でございます。新年度、内部事務システムが変わりまして、今まで紙決裁が主流だったものが、電子決裁 100%で行おうというようなものがございます。それに基づきまして、紙の使用量は当然減ってくるということ等が含まれております。あと、この場合のことですと、協議するときには、協議の場をつくる、ディスプレイを置いたりとかですね、紙じゃなくて画面で見ようと、そういうことは、もう今でもやっておるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、意見ありますか。

なしと認めます。これで、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前 11 時 18 分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後 1 時 7 分 再開

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。本日は、先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて報告を受けた後、令和 7 年度当初予算の説明という流れにしております。

令和 7 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。

それでは、初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、横尾会計管理者、

保木本市議会事務局長に御挨拶をいただき、委員が替わっておりますので、執行部で自己紹介がまだの方があれば、自己紹介をお願いいたします。富山監査委員事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長併せて公平委員会書記の富山です。よろしくお願いいたします。本日は、先ほど委員長様から説明がありましたが、先議分といたしまして、議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算、2月補正の御審議と、予算審査分といたしまして、議案第11号令和7年度鳥取市一般会計予算、令和7年度当初予算の説明をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 有本選挙管理委員会事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長の有本でございます。よろしくお願いいたします。議案につきましては、富山局長と全く同じでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室会計管理者、横尾でございます。よろしくお願いいたします。ちょっと私、今日、両耳のほうがちっと調子が悪いものでして、御質問に対して、ちょっと間が空いたりとか、何度かお聞きしたりということがあってもいいかもしれませんけども、その場合は御容赦ください。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 保木本市議会事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 市議会事務局の保木本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。補正予算の関係は、事業のその増額、実績によりまして、増額または減額をするもの、当初予算の関係は、全協で説明させていただいておりますので、詳細につきましては、局次長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 自己紹介がまだの方は、お願いをいたします。山内出納室長補佐。

○山内倫代出納室室長補佐 出納室室長補佐の山内でございます。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 以上ですかね。ありがとうございました。

それでは、審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔、そして、ゆっくり目のきはきはした言葉でしていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を一括してお願いをいたします。富山監査委員事務局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。そうしますと、この説明資料に基づいて、順に説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。そうしますと、まず資料2ページになります。上段の目公平委員会費になります。公平委員会費は、46万1,000円の減額を計上しております。これは、公平委員会相互の情報交換や研修会などを開催します、

公平委員会を設置してる都市などを会員とします公平委員会連合会の研修に、委員さんの日程が合わなかったりで、出席ができなかったものがございまして、その出席旅費、出席者負担金が不用になるなどによりまして、減額費、事業費実績見込みによる減額としております。

続きまして、項 6 監査委員費になります。監査委員費は、59 万 3,000 円の減額を計上しております。右側の都市監査委員会費の減額 54 万 3,000 円ですが、これは、都市のこれ、都市の監査委員を会員とします、これも監査委員会の、都市監査委員会の会議等がウェブ開催になったり、台風の接近などで出席を見合わせたり、監査委員さんの日程が合わなかったりで出席できなかったものがございまして、出席旅費・出席者負担金が不用になったものでございます。

その下の会員都市分担金、5 万円の減額となっておりますが、これは全国都市監査委員会の会費が、令和 6 年度台風第 7 号によりまして、本市が激甚災害の指定かつ災害救助法の適用になったことによりまして、令和 6 年度の会費 3 万 7,000 円が免除になったことと、山陰都市監査委員会が、コロナ禍によりまして、総会等が開催できなかった年が続いたため、繰越金が多くなったことによりまして、令和 6 年度～令和 8 年度まで、年会費 1 万 3,000 円が、臨時的に徴収をしないことになったことによるものでございます。いずれも、事業費実績見込みによる減額と、計上となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本でございます。では、引き続きまして、説明資料の 3 ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、歳入のほうでございますが、国庫支出金、選挙費委託金ということでございまして、予算書は 42 ページでございます。これは、歳出のほうと連動いたしておりますので、内容のほうは、歳出のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、4 ページの歳出のほうを御覧いただきたいと思います。予算書は 84 ページでございます。まず、上段の選挙管理委員会費でございますが、総額 9 万 7,000 円の減額ということでございます。内訳といたしましては、内容欄に記載のとおり、実績の見込みによるものということでございますが、その中の在外選挙人名簿調製事務費ということで、1 万 3,000 円の増額になってございます。これにつきましては、国からの委託金を充当いたします。

次に、中段の衆議院議員選挙費でございます。これは、令和 6 年 10 月 27 日に執行いたしました選挙につきまして、実績の見込みによりまして、1,629 万 5,000 円を減額するものでございます。同額を歳入の国委託金から減額をいたします。主な減額の要因でございますが、時間外手当等の人件費が約 930 万円、それから、ポスター掲示場の設置・撤去などに係ります委託料が約 478 万円、それぞれ想定よりも下回ったため、減額をさせていただくものでございます。

最後に、衆議院議員選挙臨時啓発費で、4 万 9,000 円の減ということでございますが、これも、事業実績により減額をするものでございまして、これも同額を、歳入の国委託金から減額をさせていただきます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室、横尾でございます。資料のほうは 5 ページでございます。予算書のほうは 74 ページ、出納事務費でございますが、722 万 3,000 円の増額というこ

とになっております。金額増のうち、最も影響の大きかったものが、9 月補正で新たに計上しました公金振込手数料ということになっております。見込みより全体的に振込件数が多かったため、655 万 1,000 円の増額ということになっております。中で、そのうちで、影響が一番大きかったのが、児童扶養手当関係で、年度中途から支給対象者の拡大と支払い回数が増えたことによりまして、1 万 4,000 件程度支払い件数のほうが増えたということになっております。

続きまして、予算書のほうが 148 ページの一時借入金利子でございます。こちらにつきましては、金利が急上昇したことによる影響で、370 万 2,000 円の増額ということになっております。一時借入金につきましては、0.4%で見込んでいた金利が、倍以上の 1.0%ということと、あと、繰替え運用につきましては、0.003%で見込んでいたものが 0.025 と、大幅に上昇したことにより増額となったものです。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 一村局次長。

○一村泰志市議会事務局次長 市議会事務局、一村でございます。そうしますと、横長の説明資料の 6 ページのほうを御覧ください。令和 6 年度 2 月補正予算事業一覧は、57 ページとなります。その中で、議会費の一番上の項目でございます。調査研究費です。これは、471 万 3,000 円の減額をお願いするもので、補正後額が 953 万 7,000 円となります。この主な中身は旅費でございまして、全国議長会等、議長に係る旅費がマイナスの 184 万円で、及び議員に係る行政視察等の旅費がマイナスの 288 万円となります。日程の都合による会議への欠席ですとか、当初想定していた旅費より低かったことなどによる実績減によるものです。

その下の、次の議会報発刊費でございます。180 万 1,000 円の減額をお願いするもので、補正後額が 495 万 1,000 円となります。これは、年 4 回発行しております議会だよりについて、入札を行った結果、単価が落ちたことによる請差の減によるものでございます。

次に、運営経費です。運営経費、2 段ございまして、最初に、市議会運営に係る運営経費でございますが、これは、41 万 9,000 円の増額をお願いするものです。これは、法令の追録代金ですとか、消耗品費や委託料など議会運営に伴う、もろもろの経費について実績の増が生じたことによるものです。

次に、その下の議会中継・放映費でございますが、これにつきましては、14 万 4,000 円の減額をお願いするものです。これは、議会中継の手話通訳配置業務について、手話通訳者の方の旅費など、実績減によるものでございます。これら 2 つを合わせたところ、補正前額の 2,132 万 5,000 円に対して、27 万 5,000 円の増額となりまして、補正後額が 2,160 万円となります。

最後に、全国市議会議長会負担金等です。市議会議長会など、会議に出席できなかったことによる出席者負担金など、4 つの会議について実績の減額を行うものでして、5 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、市議会の 2 月補正の合計額としましては、いずれも事業実績の減によるもので、629 万 3,000 円の減額となります。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 選管にお聞きしたいんですけど、在外選挙人名簿名簿登録事務費っていう

ことで、実績見込みによる増ってということで、国からの委託って言われたんですけど、ここの予算がこう増えたりするのは、その実績っていうのが、どういったことでこう増えるのかっていうのを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管、有本です。基本的には、その年度における、その在外選挙人の、結局は申請とか抹消とかっていうのがちょいちょいあるということですので、その数に応じて積算基礎が定められていまして、それによって増減をしているという性質のものでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちなみに、補正後額が 1 万 9,000 円っていうことになるんですけど、この 1 万 9,000 円っていうのは、大体どれくらいの人数なものなのかっていうのを教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管、有本です。昨年から今年にかけてですが、そんなに多くはないんです、その件数的には。三、四件程度だったというふうに記憶をしております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そういう登録したり、抹消したり、そういった事務がどうだったかっていうのを、一応国のほうに申請をして、報告して、それで、これぐらいですよっていう委託料というか、それが入ってくるっていうことでいいんですかね、理解は。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管、有本です。すみません。先ほど三、四件と言いましたが、10 件あったということでございます。なので、その都度、国のほうと調整をしながら金額を確定していくという作業が、毎年あるということでございます。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか質疑ありますか。御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 28 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

鳥取市市政改革プラン実施計画について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入りたいと思います。鳥取市市政改革プラン実施計画についての報告を、執行部、お願いします。横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室、横尾でございます。私のほうでは、鳥取市市政改革プランの実施計画につきまして、出納室の部分について、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。出納室は、3 件の実施計画を取り組むこととなっております。

まず、1 件目としまして、市政改革プラン実施計画の 25 ページ、22 番のキャッシュレス化への対応ということになっております。キャッシュレス決済につきましては、令和 4 年 12 月から、コロナウイルス感染症防止の観点から、本庁舎窓口を中心としまして、キャッシュレス決済端末の導入をスタートしておるところでございます。令和 6 年 8 月からは、各総合支所にも端末導入の範囲を広げておりまして、現在、6 課、8 支所でキャッシュレス決済での支払いが可能となっております。対応手数料としましては、戸籍・住民票証明発行手数料、研修室利用料などでございます。最近では、キャッシュレス決済に慣れた方も多く、少しずつですが利用されております。しかし、現在、未導入となっている窓口もあるため、まずは導入に当たっては、担当課のニーズ確認などを行いながら、さらなるキャッシュレス決済ができる窓口、手数料の拡大を目指していくものでございます。

続きまして、同じく市政改革プラン実施計画の 29 ページの 33 番、基金運用の最適化でございます。これにつきましては、公金の運用状況を、毎年 9 月のこちらの委員会のほうで、前年度の報告をさせていただいておるところでございますが、資金計画の下、ある程度の期間、余剰金が見込めるような場合に、定期預金や債券運用を検討し、運用を行うという取組になっております。コロナ禍以降、金利のある世界のほうが戻ってきておりますし、債券使用の利率も上昇しておりますので、見積り合わせや債券の動向など、情報を適宜入手するなどして、できるだけ有利な形で運用益を上げていくことを目指すものでございます。

最後に、市政改革プラン実施計画の 31 ページ、43 番庁内備品の共同利用でございます。現在、所属外の備品につきましては、どこの課が、こういったものを所有しているのか確認できないため、複数の課が、同じ備品を所有している事例がございます。汎用性の高い備品のリストを作成しまして、全庁で共有して見られるよう取組をすることで、所属の備品を眠らせるだけでなく他課に融通することは、備品の効率的な稼働にもつながりますし、新たに購入するといった支出を減らすことにもつながると考えているところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御報告いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 最後の 43 番についてお伺いします。これ、庁内というふうになってるんですけど、包括監査によって、例えば教育委員会の関係とか、ああいったところを結構指摘をされておりましたけれど、そういう部分も、ここには入りますか。

◆吉野恭介委員長 横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 教育委員会も入ります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。質疑なしと認めます。

それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後 1 時 27 分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後 1 時 41 分 再開

【その他】

令和 7 年度総務企画委員会視察について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、総務企画委員会を再開いたします。その他ということで、令和 7 年度総務企画委員会視察についてに入ります。

お手元に、鳥取市議会総務企画委員会視察についてという資料を配付しておりますが、令和 7 年度は、一般行政視察の視察日程・視察テーマ・視察先について、御意見を伺いたいと思います。

まず、事務局より説明を受けたいと思います。事務局、谷島さん。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 それでは、事務局より説明をいたします。まず、視察の予定日ということで、5 月の 12 日から 16 日までの間で、2 泊 3 日というふうに記載をしております。例年、常任委員会の視察は 5 月に行っておりまして、議長の日程が空いております週がこの期間であったということで、この間をお願いをできたらなというふうに思っております。

想定される日程のパターンですけれども、12 日の月曜日出発、月・火・水で行う場合と、13 日の火曜日出発の火・水・木の日程、14 日の水曜日出発、水・木・金の、3 つのいずれのパターンから日程を御協議、決定していただければと思います。

次に、視察先のテーマについてでございます。参考までに、過去の行き先を表にしております。2 泊 3 日の行程ですので、3 か所、3 テーマ上げていただければと思います。

常任委員会の旅費ですが、来年度より一般行政視察が廃止されることになりました。これまでは、常任委員会の旅費は 9 万円でありましたけれども、来年度からは 16 万円となります。したがってこれまでより、行き先の選択肢のほうは増えるかと思えます。

ただ、本日の午前中の委員会で職員課のほうより説明がございましたけれども、旅費等の条例の改正がございます。まず、日当 3,000 円が廃止されるという説明がございましたので、昼食代は、各自で御負担いただくことになりますし、宿泊料につきましては、これまで定額支給されておりましたのが、実費支給となります。ですので、これまでですと、宿泊料は 1 万 3,300 円、安い宿泊先に泊まった場合は、その差額の分を夕食とかに充てたりしておりましたけれども、今後はそういったことができなくなってしまいます。夕食・朝食経費として、2,400 円がありますが、これまでより、夕食等を一緒にする場合は、それぞれ御負担いただく金額が増えることになります。この点を御了承いただければと思います。説明のほうは以上になりますので、行き先等御協議をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 事務局さん、ありがとうございます。

旅費の件は、もう織り込み済みというか、決まりものということで御承知をいただけるものと思っております。

あと、日程ですが、5 月 12 から 16 の間でということで提案がありました。皆様、御意見あ

りますか。月・火・水なのか、火・水・木なのか、水・木・金なのか辺りですけど。駄目な日がありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 希望は、月・火・水、または火・水・木。

◆吉野恭介委員長 皆様、どうですか。

◆星見健蔵委員 月・火・水がいいです。

◆坂根政代委員 私もそれがいいです。

◆米村京子委員 それでいいです。

◆吉野恭介委員長 月・火・水がいいですか。休み明けになりますけど、いいですか。月・火・水で、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、5月12・13・14ということで、予定を入れておいてください。

あと、視察テーマということで、参考の資料も出していただいております。こんな内容でとかいような御希望があれば、お聞かせいただけませんか。坂根委員。

◆坂根政代委員 都城市に行って、シティプロモーションとか、あと、ふるさと納税が、何かすごく全国1位になったとか、そういう話があったので、どういう手法で1位になったのか、そういうことを学んでみたいなと思います。または、そのふるさと納税をどんなふうに活用しているのか。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。地域は別にして、テーマをちょっと上げていただければいいかなあって思います。じゃあ、坂根さん言われたので、ずらずらっとちょっと一通り回ってみたいと思います。雲坂委員、お願いします。なければ、なしで。

◆雲坂 衛委員 4つ5つ、メモはしてるんですけど。例えば、SNS広報ですね、愛知県。ネットで検索したら幾つかあって、東京方面行くんだったら、帰りに愛知でも。豊田市のドローンを活用した、でも、これってどうなんだろうなと思って、総務に該当するんだろうか、まだ深掘りできてなくて。もう一つは、テロ、国民保護計画、今回の陳情・請願で出てきて、安全の見える化とかいうのがあったので、それに引っ張られるような形で、ちょっとテロとこの詐欺とかいうのが、ちょっと範囲がイコールになってないんですけど、そういったところを心配する国民の声が増えているのであれば、国民保護計画を深掘りしてもいいのかなと、東京都。こんなちょっとメモをしているぐらいのところなんで、あまりまだ深掘りはできてないですが。

◆吉野恭介委員長 いいです。米村委員。

◆米村京子委員 先ほど、宮崎県のことが出たものですから、もしあれだったら、宮崎県の日南市が、空き家・空き店舗に、いろんなところのAIの事務所を、どんどん どんどん受け入れて、まちが活性化してるっていうことを聞いてるものですから、もう鳥取市の空き家・空き店舗にも、ああいうAIの誘致できるような、そういうような、どういう仕組みになってるのかとは知りたいなと思っただけです。

◆吉野恭介委員長 上杉委員、ありますか。

◆上杉栄一委員 特にありません。お任せです。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 お任せでいい。

◆吉野恭介委員長 浅野委員ありますか。

◆浅野博文委員 委員長・副委員長に一任で。また何か後から出れば、言いたいと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤さんはありますか。

◆伊藤幾子副委員長 私、その公立大学って限定しないけど、その大学との何かこう、共同というか、連携というか、地元にあるというか、その自治体にある大学と、学生含めてね、何かその、何か一緒にまちづくりしてるとか、何かその商業的なことしてるとか、何かちょっとそういうような事例があれば、行ってみたいなっていうのが、前回、若者会議っていうことで、多摩に行って、勉強させてもらったんですけど、今度は大学というところで、あればいいなあと思っとるぐらいですね。

◆吉野恭介委員長 吉野は、若者・女性みたいなところの転入につながるとような、頑張るとような市町、また、自治会で活性化しているような市町をちょっと見学・視察させてもらいたいなあって思っております。

特にということがなければ、今、出たような案をちょっと委員長・副委員長のほうで、事務局含めて、ちょっと検討させて、御提案させてもらうということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

そのほか視察に関して、皆さん、何か御意見とか御要望とかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、この件につきましては、後半の 3 月 10 日の委員会で、改めて協議したいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 何かあれば、委員長・副委員長・事務局のほうに申し出てやってください。なければ、総務企画委員会をこれで終了いたします。

午後 1 時 52 分 閉会

—・—・—・—・—・—・《予算審査特別委員会 総務企画分科会》—・—・—・—・—・—・

◎議案【予算審査分：説明】

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 15 号 令和 7 年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第 18 号 令和 7 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

監査委員

・ 選挙管理委員会

・ 出納室

・ 市議会

—・—・—・—・—・—・《総務企画委員会》—・—・—・—・—・—・

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 28 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・ 鳥取市市政改革プラン実施計画について（出納室）

—・—・—・—・—・—・《予算審査特別委員会 総務企画分科会》—・—・—・—・—・—・

◎議案【予算審査分：説明】

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

その他

—・—・—・—・—・—・《総務企画委員会》—・—・—・—・—・—・

- ・ 令和 7 年度総務企画委員会視察について